

2026年5月18日

内閣総理大臣 高市 早苗 様  
経済産業大臣 赤澤 亮正 様  
環境大臣 石原 宏高 様  
復興大臣 牧野 京夫 様

「原発のない福島を！県民大集会」実行委員会  
実行委員長 角田 政志

## 二度と福島の悲劇を繰り返さないための要請書

東京電力福島第一原子力発電所の安全かつ着実な廃炉に向けて、様々な困難を克服しながらも日々取り組んでおられることに敬意を表します。

私たち「原発のない福島を！県民大集会」実行委員会は、3月21日に「2026 原発のない福島を！県民大集会」を開催し、原発事故から15年経過した福島の現状は、「原発事故はまだまだ終わっていない」ことを参加者とともに確認しました。私たちが「原発事故は終わっていない」というのは、廃炉作業に伴う様々な課題が山積していることに加え、原発事故によって被災した人たちの人権や生活に関わる多くの問題がまだ解決されずに残っており、多くの課題を抱えている現状が続いているということです。国の関係機関におかれましては、引き続き、最後まで生活再建・生活復興に関する生活支援を続けていただきたいと強く要望します。

事故を起こした東京電力福島第一原発では、1号機2号機の使用済み核燃料の取り出しが、15年たった今から、やっと始まろうとしています。汚染水の発生は、かなり低減していますが、それでも1日60～70トンも発生しています。また、「ALPS 処理水」の海洋放出は、様々な不安や懸念を抱えながらも進められています。今後、多核種を含む「処理途上水」をALPSで再処理しての放出が始まっていきます。

そして、「デブリの取り出し」については、これまで、様々なトラブルもあり、やっと2回の試験的取り出しが行われました。採取できたのは、計画を下回る、わずか0.9グラムです。この試験的取り出しを見ただけでも、非常に困難な作業であり、高い技術が必要だということが分かります。デブリの総量は約880トンと推定されています。デブリの本格処理については、より慎重で高度の技術が必要となります。そして処理作業には常に高いリスクが隣り合わせになります。

デブリの取り出しにはどれだけの時間が必要なのでしょうか。あるいは、本当に可能なのでしょうか。国も東電も、2051年の廃炉完了の工程表は変えておらず、廃炉の姿は依然として示していません。私たちは、安全に廃炉を進めるためにも、先の見えない工程表ではなく、現実の廃炉作業の状況と抱える課題等を組み入れた新たな工程表を示すことを強く求めてきました。県民に、作業の工程をわかりやすく丁寧に説明するとともに、抱えるリスク等についても開示し、「合意の上での廃炉作業」を進めることを強く望んでいます。

2051年の廃炉完了に固執せず、どのような工程が可能なのかを、早期に示していただきたいと思えます。廃炉作業には、危険な状況が常に存在し、極めて困難な課題を抱えています。廃炉においては「安全」を過信せず、緊張感を持ち、県民生活への様々な不安やリスクを限りなく低減できるよう進めていただきたいと願っています。

以上の趣旨から、次の事項について、要請いたします。

## 【 要 請 事 項 】

1. 東京電力福島第一原発の安全かつ着実な廃炉に全力をあげること。
  - ① 廃炉作業の工程に関しては、スケジュール優先ではなく、現状と現実を十分に踏まえた廃炉工程を示すこと。
    - 1) 「廃止措置（廃炉）」の定義、廃炉完成の姿を明確にした中長期ロードマップの見直しを行うこと。
    - 2) デブリの取り出しについて、どのような工程を想定しているのか。国が現在想定している中長期のスケジュールについて明らかにし説明すること。また、その工程の中で生じると推測されるリスクについてどのような捉えているのかを明らかにし説明すること。
  - ② 「ALPS 処理水」の海洋放出については、長期にわたる作業の中での不安や懸念は依然として残っていることから、海洋放出について再検討し、陸上保管の継続、トリチウムの除去の技術開発など安全な処理方法の確立に努めること。

多核種を含む「途上処理水」の再処理及び海洋放出については、ALPU の性能や安全性の問題、スラリーの保管問題等様々な課題があることから、安全対策等に関するリスク回避について丁寧な説明を行うこと。
2. 原子力発電に頼らず、再生可能エネルギーを中心とするエネルギー政策に再転換すること。
  - ① 国のエネルギー政策においては、福島県民（福島県以外の住民も含む）に与えた甚大な被害の実相を忘れず、二度と福島の悲劇を繰り返すことがないことを踏まえ、福島原発事故の反省と教訓を再認識し原子力発電に頼らない政策に再転換すること。

福島原発事故の当事者である東京電力の柏崎刈羽原発をはじめ、全国の既存原発の再稼働を中止すること。また、新たな原発の建設は行わないこと。
  - ② 中部電力のデータ改ざん問題は、原発再稼働全体に関わる信頼を大きく失墜させる重大な問題です。この不正問題についての見解といただきたい、また、国の関係省庁、関係機関は、東京電力福島第一原発の過酷事故の教訓について、どのような内容を共有されているのかを具体的に明らかにしていただきたい。
  - ③ 自然エネルギーの開発と積極的な活用においては、自然との共存、地域住民との共存を大前提に、商業ベースによる乱開発や自然破壊が生じないように、計画的かつ住民参加による自然エネルギー、再生可能エネルギーの開発と、そのための法整備を進めること。
3. 「除染土」の処分方針については、強制や押し付けによらないよう慎重に対処すること。
  - ① 「除染土」の処分については、原発事故がなければ起こらなかった問題であり、国及び東京電力の事故責任を踏まえた姿勢を明確にし、対応すること。
  - ② 県内外に様々な分断を生じさせる危険性がある問題であることを認識し、強制や押し付けによらないよう、どうすることがベストなのか、広く議論を進めること。
4. 原発事故からの復興については、被災した地域住民の生活再建及び健康と暮らしが取り残されないように十分配慮すること。

合わせて、地域住民の生活再建及び健康と暮らしの復興に必要な支援と予算配置を今後も継続して行うこと。